

令和7年度 軽種馬産業における 労務管理及び労働災害防止説明会 ～軽種馬産業における労働災害防止について～

令和7年12月
浦河労働基準監督署

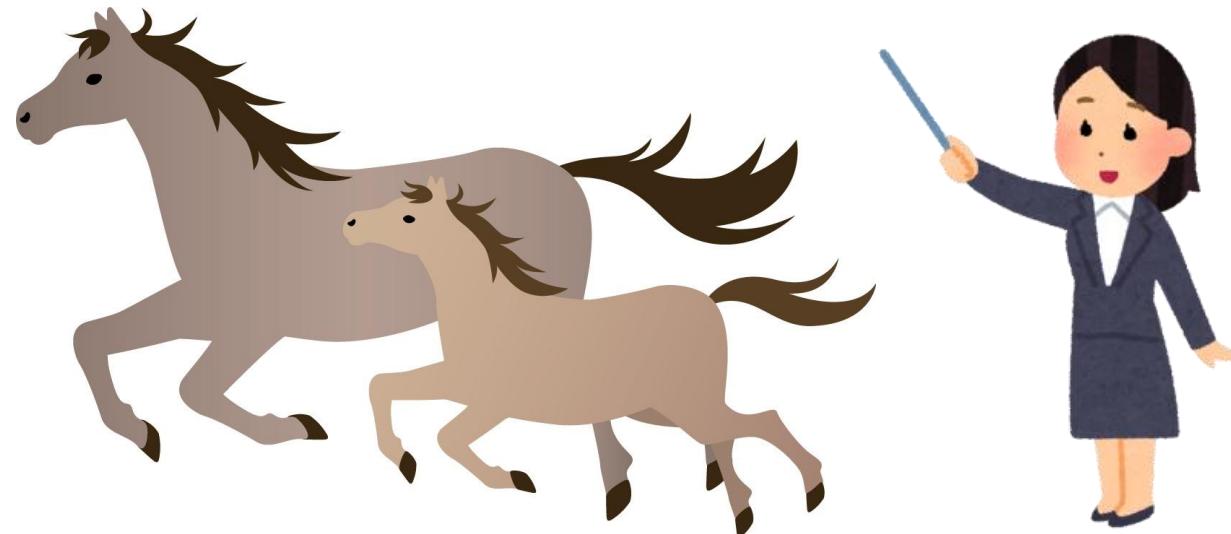


For people, for life, for the future



説明のポイント

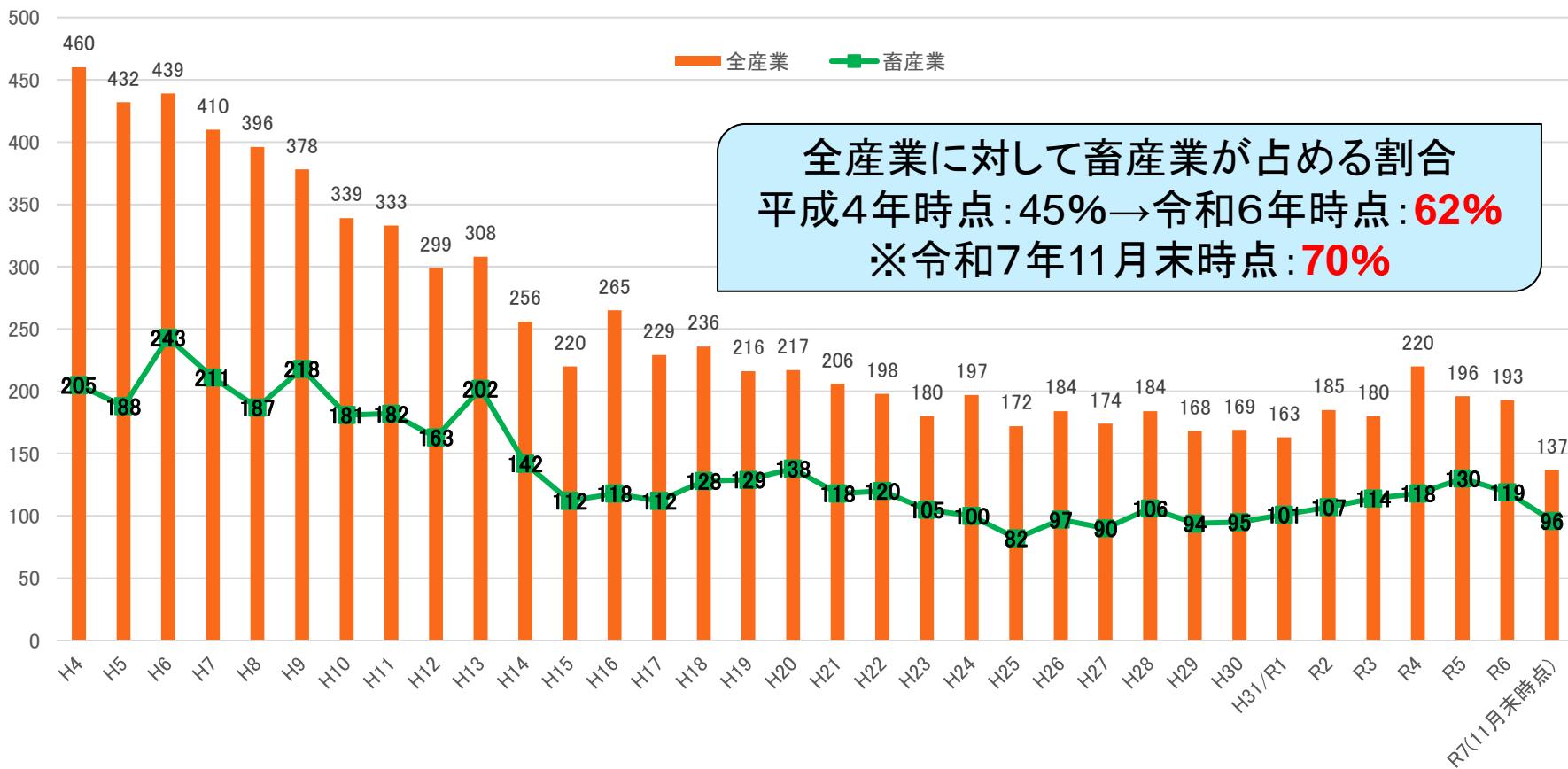
-
- 1 軽種馬産業における労働災害発生状況
 - 2 軽種馬産業における安全管理について
 - 3 軽種馬産業における労働衛生管理について



1 軽種馬産業における労働災害発生状況



死亡災害及び休業4日以上の労働災害の推移
(浦河労働基準監督署管内)



1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年以降に浦河労働基準監督署管内で発生した
死亡災害及び休業4日以上の労働災害(以下「死傷災害」)の推移

発生年 業種別	令和7年 (11月末)			令和6年 (確定値)			令和5年 (確定値)			令和4年 (確定値)			令和3年 (確定値)			令和2年 (確定値)		
	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計
全産業 計	2	135	137	1	192	193	3	193	196	2	218	220	2	178	180	1	184	185
畜産業 計	0	96	96	0	119	119	0	130	130	0	118	118	1	113	114	0	107	107
軽種馬 産業 計 <small>(%)は全産業に 対する割合 (%)</small>	0	94	94 (67)	0	118	118 (61)	0	127	127 (65)	0	115	115 (52)	1	111	112 (62)	0	105	105 (57)

全産業に対して軽種馬産業が占める割合は概ね60%で推移
死亡災害が発生することは非常に稀

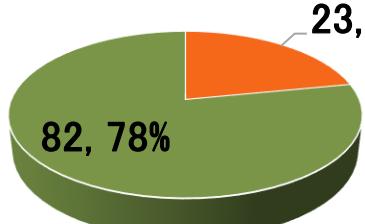
1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(外国人労働者の割合)

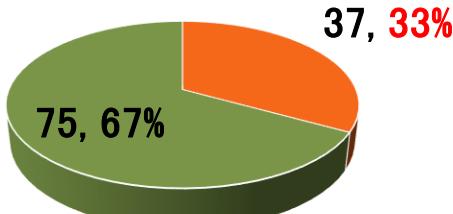
令和2年

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



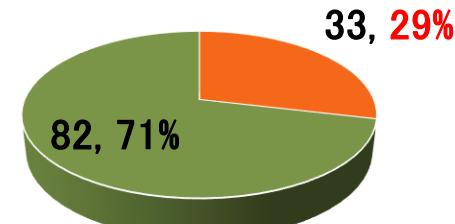
令和3年

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



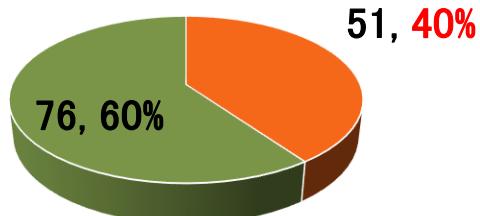
令和4年

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



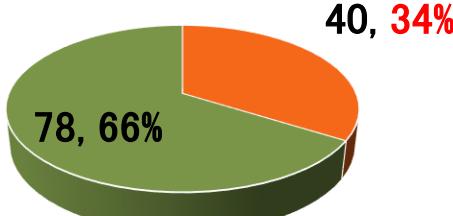
令和5年

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



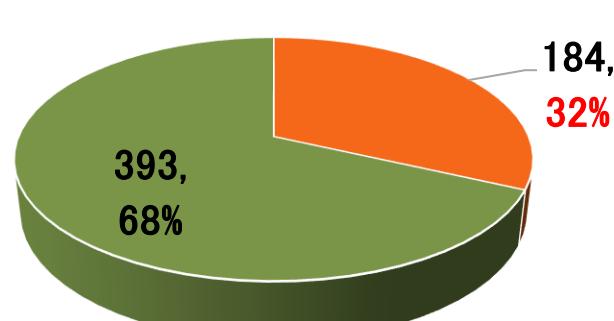
令和6年

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



令和2年から令和6年までの合計

■ 外国人労働者 ■ 日本人労働者



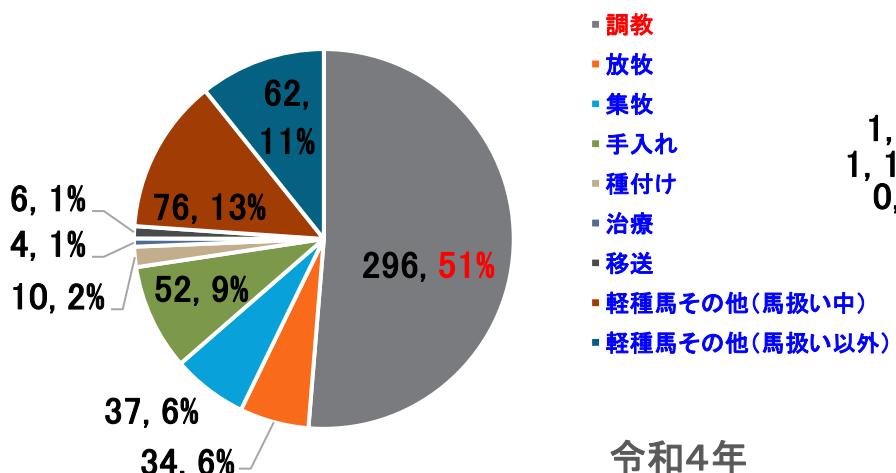
軽種馬産業で発生した死傷災害のうち、
被災者の約30%が外国人労働者

1 軽種馬産業における労働災害発生状況

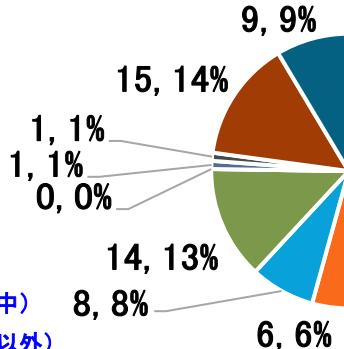


令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(作業内容)

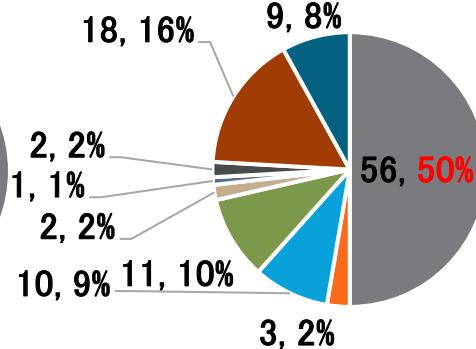
令和2年から令和6年までの合計



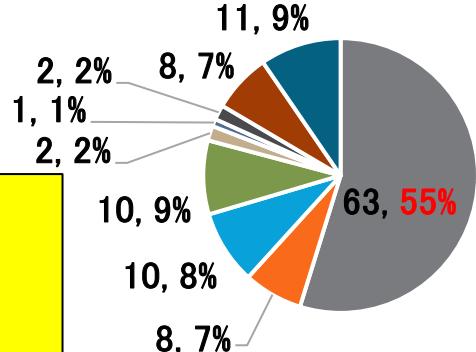
令和2年



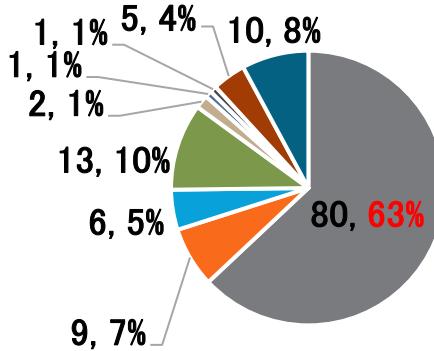
令和3年



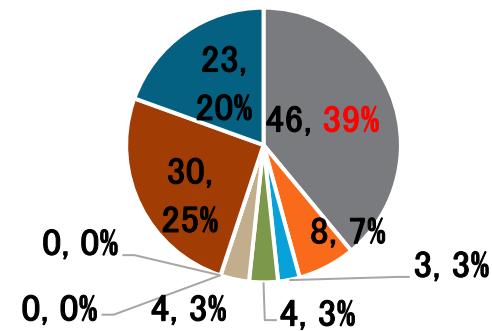
令和4年



令和5年



令和6年

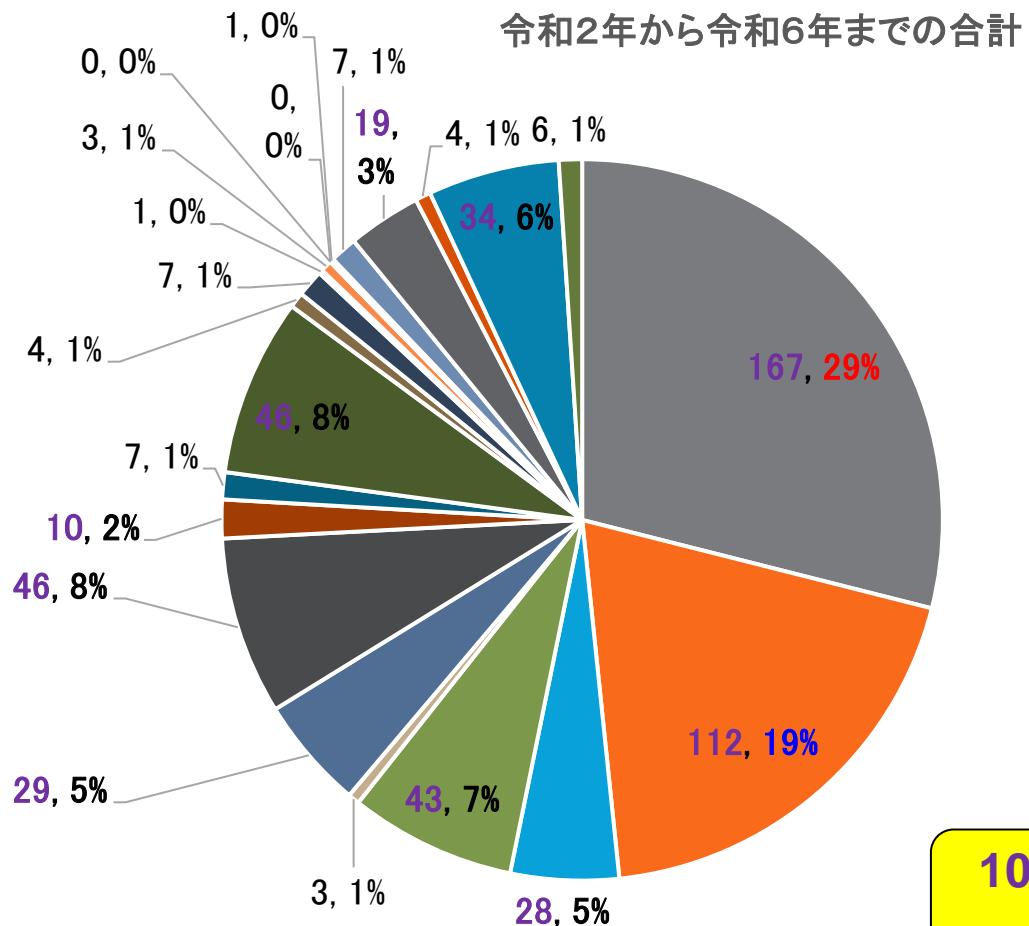


**調教中に
労働災害が
多発している。**

1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(災害の内容)



- 落馬
- 馬に蹴られた
- 引っ張られた
- 踏まれた
- かまれた
- 騎乗中に柵等に接触
- 馬とともに転倒
- 馬に押された
- 引き馬中に転倒
- 馬に激突された
- 脚立、はしご等からの落下
- 倉庫等からの落下
- トラクター等による負傷
- 刈払い作業による負傷
- 牧草カッターによる負傷
- 設備の修繕作業による負傷
- 交通事故
- 牧草等の運搬作業による負傷
- 転倒
- 牧草等の飛来・落下
- その他(馬扱い中)
- その他(馬扱い以外)

落馬や
馬に蹴られた
ことによる
労働災害が
大半を占める。

10件以上発生した労働災害には
ほぼ馬が関係している。

1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(被災者ごとの被災回数)

発生年 被災回数											5年間を 通しての 被災回数	
	令和6年		令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		人数	件数
	人数	件数	人数	件数								
1回		112		113		111		104		101	453	453
2回	3	6	7	14	2	4	4	8	2	4	42	84
3回											9	27
4回											2	8
5回											1	5
軽種馬産業 計		118		127		115		112		105		577

同じ年に2回被災する労働者が必ずいる。
令和2年から令和6年までの
5年間に2回以上被災した労働者は54人いた。

1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(事業場ごとの発生件数・発生年別)

発生事業場数 (下段・発生件数) 発生年	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	軽種馬産業 計
	48 (48)	5 (10)	9 (27)	4 (16)		1 (7)				1 (10)	
R6											68 (118)
R5	49 (49)	11 (22)	6 (18)	3 (12)			1 (7)		1 (9)	1 (10)	72 (127)
R4	53 (53)	17 (34)	3 (9)	3 (12)				1 (7)			77 (115)
R3	38 (38)	16 (32)	6 (18)	2 (8)		1 (6)				1 (10)	64 (112)
R2	44 (44)	19 (38)	1 (3)	1 (4)				2 (16)			67 (105)

毎年、約30%の事業場で
同じ年に2件以上の
労働災害が発生している。

1 軽種馬産業における労働災害発生状況



令和2年から令和6年までの5年間に浦河労働基準監督署管内の
軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(事業場ごとの発生件数・5年間合計)

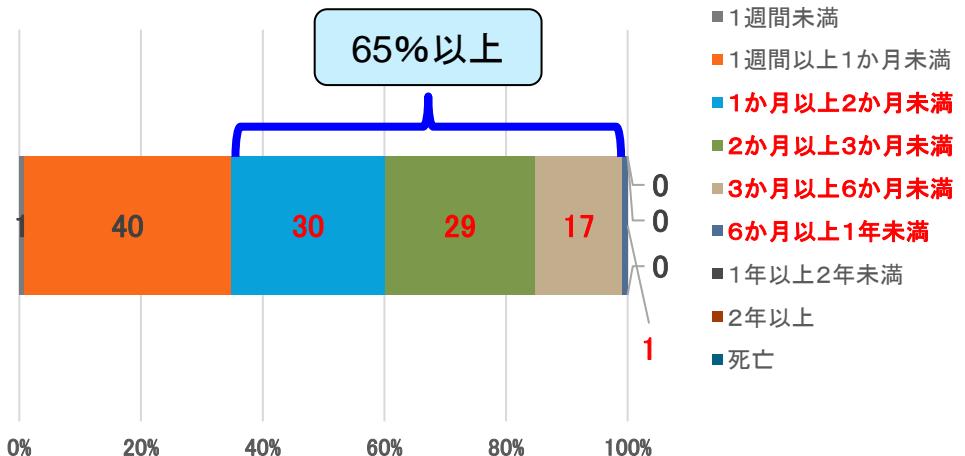
発生事業場数 (下段・発生件数)	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	軽種馬産業 計	
1～10 件	70 (70)	40 (80)	24 (72)	11 (44)	6 (30)	2 (12)	5 (35)	4 (32)	3 (27)	1 (10)	166 (412)	
11～20 件		1 (12)	2 (26)	1 (14)	1 (15)				1 (18)	1 (19)	7 (104)	
21～30 件									1 (28)		1 (28)	
31～40 件				1 (33)	令和2年から令和6年までの5年間に労働災害が 10件以上発生した事業場は10事業場あった。 一方で1件しか発生していない事業場は40%ある。							
										5年間・合計 → 175 (577)		

1 軽種馬産業における労働災害発生状況

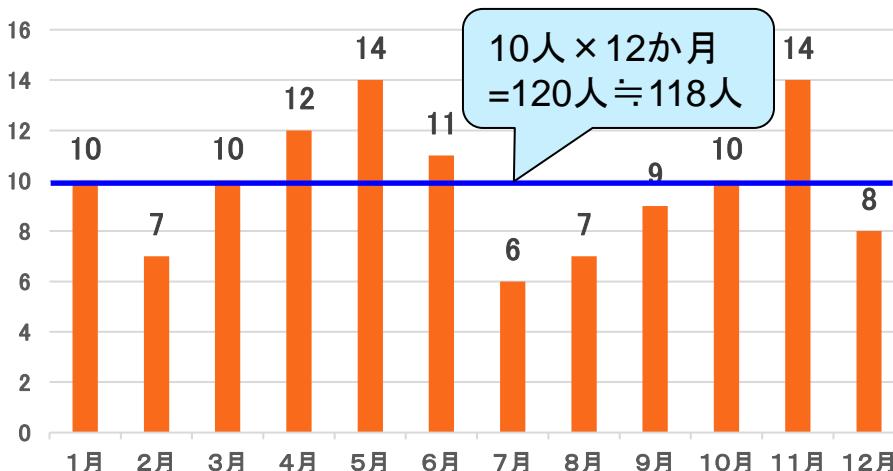


令和6年に浦河労働基準監督署管内の 軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(傷病程度別、発生月別)

傷病程度別(令和6年)



発生月別(令和6年)



軽種馬産業における労働災害は
休業見込日数が1か月以上
になるものが多い。
≈1か月以上人手不足の状態が続く。

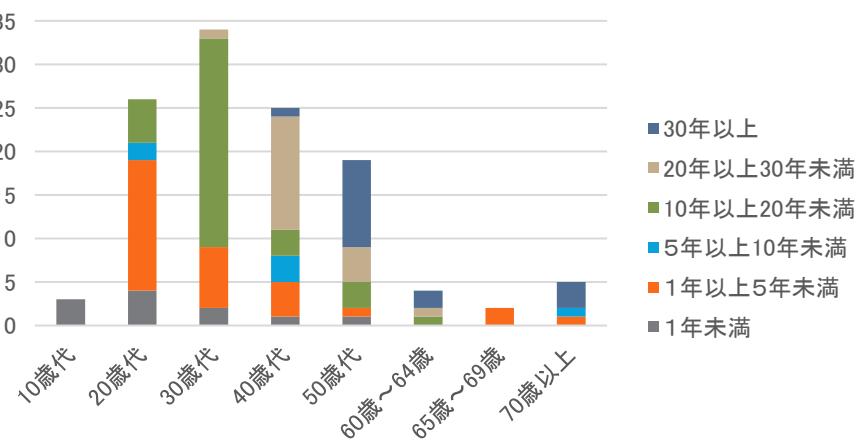
軽種馬産業における労働災害は
季節による影響は少ない。
≈常に労働災害防止に
努めなければならない。

1 軽種馬産業における労働災害発生状況

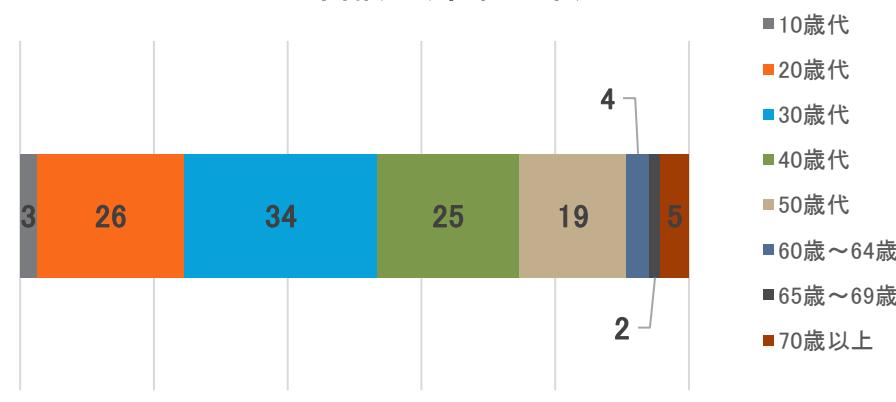


令和6年に浦河労働基準監督署管内の 軽種馬産業で発生した死傷災害の分析(年齢別、経験期間別)

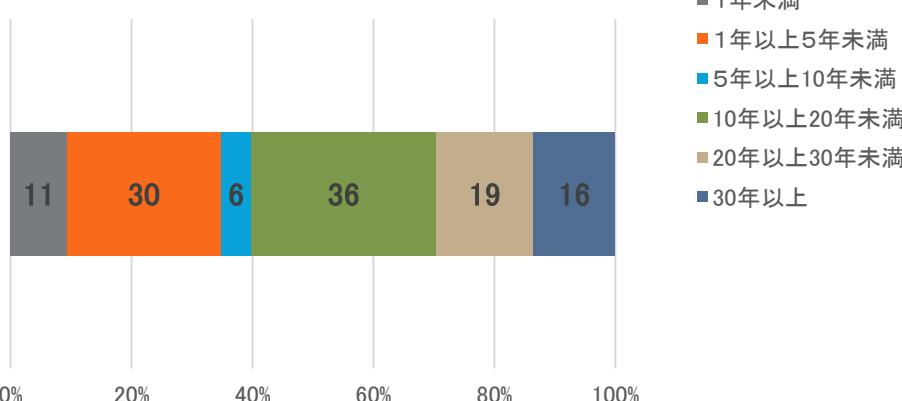
年齢別・経験期間別(令和6年)



年齢別(令和6年)



経験期間別(令和6年)



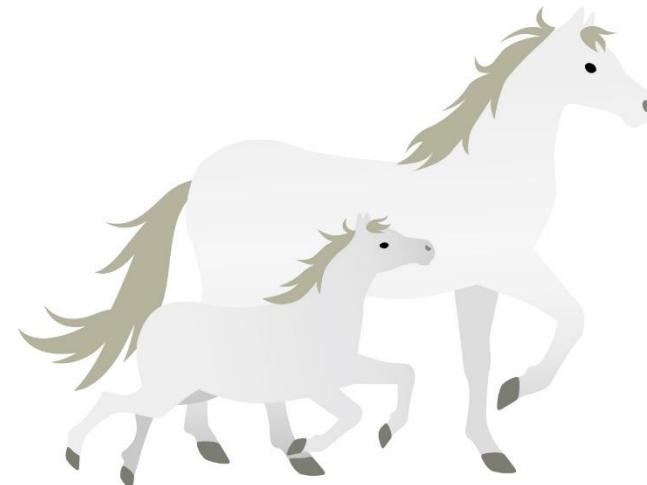
軽種馬産業における労働災害は
年齢や経験期間に関係なく発生する。
＝労働者全員が同様の災害防止対策
を講じる必要がある。

1 軽種馬産業における労働災害発生状況



■ 軽種馬産業における労働災害防止対策の方向性

1. 労働災害の発生件数を減らすだけでなく、労働災害の**軽傷化**に努める。
2. **外国人労働者**に配慮した措置を講じる。
3. 馬の特性だけでなく、それぞれの**労働者の特性**に応じた対策を検討する。
4. 各作業の中に潜んでいる**危険性を事前に洗い出し**、適切な対策を**関係労働者を巻き込んで検討**し、できるもの・取り組みやすいものから措置を講じる。



2 軽種馬産業における安全管理について



■ 外国人労働者に配慮した措置

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問
Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 外国人労働者の安全衛生管理

外国人労働者の安全衛生管理

外国人労働者の安全衛生管理のために活用いただける教材、資料などを掲載しています。外国人労働者を雇用している事業者の皆様は、これらを活用して外国人労働者の労働災害防止に取り組んでください。

- 外国人労働者の安全衛生管理（手引き等） ● 安全衛生教育（教材） ● 技能講習補助教材
- 外国人労働者による労働災害防止のための表示（イラスト、注意喚起文）
- 外国人特別相談・支援室

外国人労働者の安全衛生管理（手引き等）

- ・ PDF 外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】 [5.9MB] ↗
- ・ PDF 外国人労働者安全衛生管理の手引き【全体版】 [10.5MB] ↗

令和4年度厚生労働省委託事業「外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)」を作成しました。
(受託者：公益社団法人東京労働基準協会連合会)

※事業者向けに、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナー（無料）を開催します。令和7年度の開催予定が決まりましたら本ページをご案内いたします。

・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つマニュアルです。
(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)



● 政策について

● 分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

▶ 福祉・介護

▼ 雇用・労働

▶ 雇用

▶ 人材開発

▶ 労働基準

▶ 雇用環境・均等



令和4年度厚生労働省委託
外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)

外国人労働者 安全衛生管理の 手引き

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
公益社団法人 東京労働基準協会連合会



2 軽種馬産業における安全管理について

外国人労働者に配慮した措置

厚生労働省

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

各種教材・ツール

労働災害統計 労働災害事例 化学物質

各種教材・ツールのトップへ

動画教材

- 動画/日本語
- Video/English(英語)
- 视频／中文（中国語）
- Video/Tiếng Việt(ベトナム語)
- Video/Filipino(フィリピン語)
- Video/ન્યાપારી ભાષા(ネパール語)
- Video/Bahasa Indonesia(インドネシア語)
- Video/ମୂରିଆ(タイ語)
- Video/ ຕຳພາບໄທ(カンボジア語)
- Video/မြန်မာဘာ(ミャンマー語)
- Video/ Монгол хэл(モンゴル語)
- Video/Español(スペイン語)
- Video/Português(ポルトガル語)
- 音声/韓国어(韓国語)

その他の教材資料・ツール

- 安全衛生関係リフレット等一覧
- 安全衛生キーワード
- リスクアセスメント実施支援システム
- フルハーネス型墜落防止用器具(日本語)
- フルハーネス型墜落防止用器具(英語)
- フルハーネス型墜落防止用器具(日本語ショートバージョン)
- 理工系学生向け安全衛生教育教材(建設設計編、機械設計編)

【被災地の皆様へ】
令和6年能登半島地震に関する厚生労働省からの情報は、同省特設サイトをご確認ください。

『職場のあんぜんサイト』には、
外国語の動画教材あり。
※日本語の動画もあるため、
安全衛生教育教材としての
活用も可能。



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

各種教材・ツール

労働災害統計 労働災害事例 化学物質

= 各種教材・ツール =

◎ 動画教材

全業種共通

共通

業種別

介護	ビルクリーニング
製造	建設
農業	自動車整備業
航空	宿泊
商業	漁業
飲食料品製造業	外食業
陸上貨物運送業	小売業
港湾荷役業	林業
結果	

「共通」と「業種別」の動画とキリストのダウンロードはこちから

2 軽種馬産業における安全管理について



厩舎からの墜落・転落の防止 【労働災害事例】

◆ 災害発生状況

1. 厩舎の2階から牧草ロールを屋外の地上に落とす作業を2名で実施していたところ、**厩舎の端**にいた被災者が約3m下まで墜落したもの。
2. 厩舎の2階から寝わらを1階に落とす作業中、被災者が**寝わらを落とす穴**の付近でバランスを崩し、約3m下まで墜落したもの。



親綱、墜落制止用器具の使用例↑

◆ 災害発生原因

どちらの災害も、高所作業時に、手すり等の墜落防止措置を講じていなかつたこと。

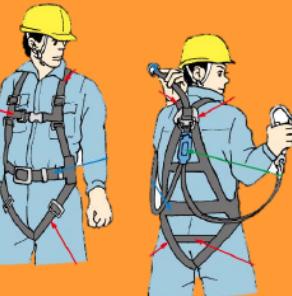
※手すり等の設置が困難な場合は、墜落制止用器具の使用が必要。

2 軽種馬産業における安全管理について



墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは
墜落制止用器具
をご使用ください



主な変更点

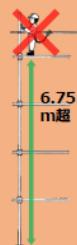
①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯 → 墜落制止用器具

胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	○	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが
6.75m以下の場合は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。
1.高さが2m以上の箇所
2.作業床を設けることが困難なところ
3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：○○社

製造年月：20○○年○月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：○.○m
使用可能な重量：○○kg
落下距離：○.○m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！

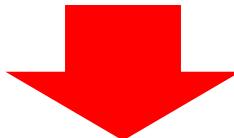


2 軽種馬産業における安全管理について



厩舎からの墜落・転落の防止【その他の留意点】

- ◆ 1階から2階へ上がる外階段
- ◆ 中2階へ上がる階段
- ◆ 中2階の床の端
- ◆ 2階から1階へ牧草等を降ろす投入口(開口部)



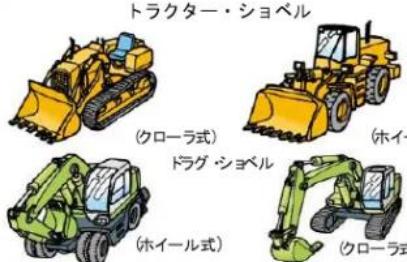
- 労働者に使用させる場合には、**手すりや蓋などの墜落防止措置**を講じる必要がある。
- 蓋を開けた状態で作業する場合には、規格を満たしている**墜落
制止用器具を使用し、作業終了後には忘れずに蓋を元に戻す。**
- 蓋を戻し忘れた結果、他の労働者が気付かずに入口部から墜落する労働災害も発生している。

2 軽種馬産業における安全管理について



重機による労働災害防止について

車両系建設機械



作業資格要件

機体重量

3トン以上 … 技能講習修了者等

※労働安全衛生法施行令第20条

3トン未満 … 特別教育修了者

※労働安全衛生規則第36条

車両系荷役運搬機械



作業資格要件

最大荷重 最大積載量)

1トン以上 … 技能講習修了者等

※労働安全衛生法施行令第20条

1トン未満 … 特別教育修了者

※労働安全衛生規則第36条

移動式クレーン



作業資格要件

つり上げ荷重

5トン以上 … 免許 移動式クレーン運転士)

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン以上5t未満 … 技能講習修了者

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン未満 … 特別教育修了者

※労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条

**大型特殊自動車免許は
道路交通法上の免許であり、
公道を走行する際に必要な資格。**

作業を行わせる場合には、
技能講習や特別教育等
を修了する必要があります。

※農業用トラクターの場合には、
安全衛生法上の資格は必要なし。



2 軽種馬産業における安全管理について

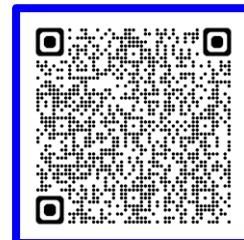
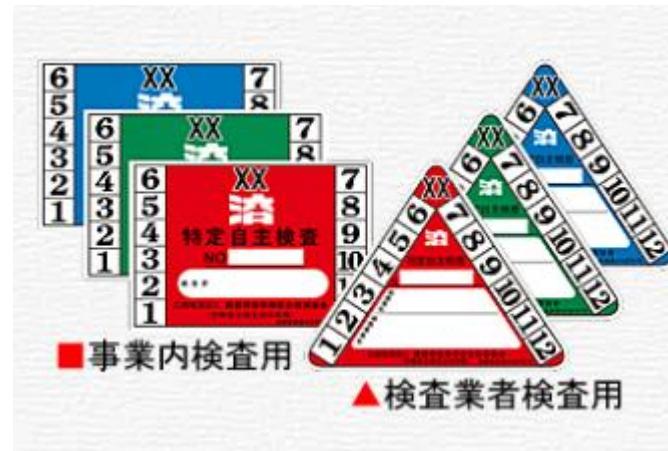


重機等の点検について

- ◆ 車両系建設機械・車両系荷役運搬機械・移動式クレーンは、**年次・月例・作業開始前点検**を実施する必要があります。
- ◆ フォークリフト・車両系建設機械・不整地運搬車の年次自主検査は**特定自主検査**といい、**資格のある検査者**または**登録検査業者**のみ検査が実施で
きることとなっています。

定期自主検査・特定自主検査一覧

対象機械の例	関係条文	年次	月例	作業開始前
車両系建設機械 (ドラグ・ショベル、ブル・ドーザー、トラクター・ショベルなど)	安衛則 第167条～第170条	◎ 特定自主検査	○	○
フォークリフト	安衛則 第151条の21～25	◎ 特定自主検査	○	○
不整地運搬車	安衛則 第151条の53～57	◎ 特定自主検査	○	○
移動式クレーン	クレーン則 第76条～79条	○	○	○



2 軽種馬産業における安全管理について



■ 労働者死傷病報告の提出(労働災害発生時)

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷 > 切断
傷病部位: 頭部 > 鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

*電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書きで作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利なサービスのご案内

労働災害が発生した場合は、
労働者死傷病報告を**速やかに**提出。
※労災請求の種類とは異なり、
「休業見込日数」を報告するため、
労働災害発生日から1か月以内を目処に提出。

軽種馬の繁殖等を行う**生産牧場:0129**
軽種馬の調教等を行う**育成牧場:8035**

馬調教師:249
馬飼育者、厩務員、種付作業者:462
装蹄師、蹄鉄打替職:469

国籍『インド』:C01
在留資格『技能』:14



2 軽種馬産業における安全管理について



■ 再発防止対策の検討(労働災害発生時)

1. 労働災害の発生原因について、人の状態や行動、馬(動物)の状態、設備や周囲の環境、教育等の観点から話し合って洗い出す。
2. 洗い出した発生 原因に対して、どのような対策が取りうるか検討する。
3. 発生を防ぎきれない労働災害については、軽傷化する方法を検討する。
4. 話し合いの経過や関係労働者から挙がった意見については記録に残す。
5. 再発防止対策については関係労働者全員と共有する。
6. 労働災害発生の都度、1から5までの流れを繰り返す。

管理者や労働者の入れ替わりがあっても、継続した取り組みが可能。
必要に応じて内容の見直しをする場合の参考になる。

『浦河労働基準監督署からのお知らせ』ページ上に参考様式あり。
安全衛生に関するお知らせ
→【労働災害再発防止対策書の提出について】→ <A:軽種馬産業>



2 軽種馬産業における安全管理について



■ 再発防止対策の検討事例【好事例】

◆ 災害発生状況

馴致のため、騎乗し厩舎から出ようとしたところ、急に馬が走り出し、尻跳ねをしたため、落馬し負傷したもの。

◆ 原因についての検討

〈馬に関する原因〉

1. 風や音などの自然環境の急変に反応し、立ち上がる癖があった。
2. 倉庫内から屋外への移動時の環境の変化に反応したと推定される。

〈人に関する原因〉

1. 通常は屋外で騎乗するところ、厩舎内で騎乗したこと。
2. 馬の下運動(軽い運動による精神安定)の時間がやや不足していた。
3. 扉付近の環境確認(風向き、音、他馬など)が不十分であった。

2 軽種馬産業における安全管理について



■ 再発防止対策の検討事例【好事例】

◆ 対策案の検討

〈馬の対策案〉

1. 調教日誌の内容を詳細化し、**馬の特性**(風、音への敏感度、突発反応など)を毎日共有する。
2. 騎乗前の下運動を義務化し、**馬の精神状態を安定させた上で騎乗**する。

〈人の対策案〉

1. 騎乗前の**環境確認**(風、音、通行車両など)を全員が徹底する。
2. 「馬の驚愕時の回避行動」、「落馬時の受け身」など、**安全騎乗研修**を年1回以上実施する。
3. **ヒヤリハット事例**を毎週共有し、改善策を反映する。

〈設備の対策案〉

1. 厥舎前の風の吹き返しが強い場所に**風除けや簡易防風ネット等**の設置。

2 軽種馬産業における安全管理について



■ 再発防止対策の検討項目例(抜粋)

1. 馬に対する検討事項

- 馬の特性についての情報の共有
- 普段はおとなしい馬についての検討
- 放集牧での対策
- 曳き馬での対策
- 馬運車
- 暴れる馬についての検討
- 親子の馬の対策
- 馬房での対策
- 騎乗での馬の扱いの対策
- 種付け作業

2. 人に対する検討事項

- 経営層が災害防止に本気で取り組む姿勢を労働者に対して示しているか
- 保護具の使用について
- 落馬時の対応
- 教育、周知を行う場合

『浦河労働基準監督署からのお知らせ』ページ上に参考様式あり。

安全衛生に関するお知らせ

→【労働災害再発防止対策書の提出について】→ <A:軽種馬産業>



3 軽種馬産業における労働衛生管理について



■ 労働時間の状況の把握

Point
1

労働時間の状況の把握 (改正安衛法第66条の8の3、改正安衛則第52条の7の3第1項、第2項)

- 事業者は、改正安衛法第66条の8第1項又は第66条の8の2第1項の規定による直接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。
 - 事業者は、これらの方により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければなりません。
- ※ 派遣労働者については、派遣先事業者が労働時間の状況を把握し、派遣元事業者が直接指導等を行わなければなりません。

! 「労働時間の状況」として、事業者は、何を把握すればよいか?

- 労働時間の状況の把握とは、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったかを把握するものです。
- 事業者が労働時間の状況を把握する方法としては、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければなりません。
- なお、労働時間の状況の把握は、労働基準法施行規則第54条第1項第5号に掲げる賃金台帳に記入した労働時間数をもって、それに代えることができます（ただし、管理監督者等、事業場外労働のみなし労働時間制の適用者、裁量労働制の適用者については、この限りではありません。）。

**労働基準法上の
労働時間、休日、
休憩の規定は
適用されない**

一方で、
**労働安全衛生法上の
労働時間の状況の
把握の規定は
適用される。**



3 軽種馬産業における労働衛生管理について

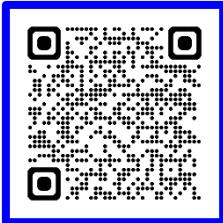
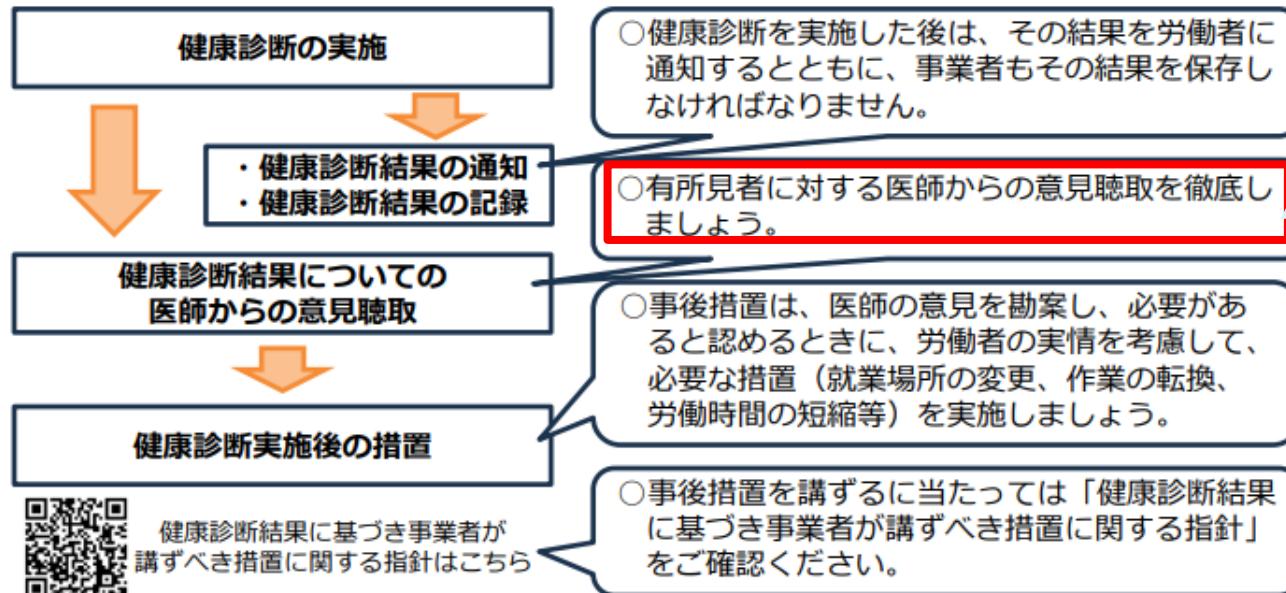
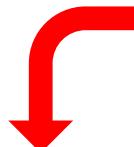


■ 定期健康診断の実施及び事後措置の徹底



- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

厚生労働省リーフレット↑
「労働安全衛生法に基づく
健康診断を実施しましょ
う」



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

医師の意見の例

- ①通常勤務
- ②就業制限
- ③要休業



厚生労働省リーフレット↑
「労働安全衛生法に基づく
健康診断実施後の措置に
ついて」

3 軽種馬産業における労働衛生管理について



■ ストレスチェックの実施【令和10年5月13日までに義務化】

<p>50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保</p>	<p>50人以上の事業場 産業医選任（義務）</p>	<p>50人未満の事業場</p> <p>①50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてマニュアルを作成</p>
<p>ストレスチェック</p>	<p>産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度（※）</p>	<p>外部委託 1人当たり数百円から千円程度（※）</p> <p>②労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託を推奨</p>
<p>医師の面接指導</p>	<p>産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者 1人当たり2万円程度（※）</p>	<p>③全国350の地域産業保健センターの体制を強化、登録産業医が面接指導を無料で実施</p>
<p>監督署への報告</p>	<p>実施結果の報告義務</p>	<p>④監督署への報告義務は課さない</p>

（※）厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する健診機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和6年）

3 軽種馬産業における労働衛生管理について



■ 職場における熱中症対策の強化【令和7年6月1日から】

- 令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、以下の条文が新設された。

労働安全衛生規則 第612条の2

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

①事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が**熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。**

②事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。**

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



**令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**職場における
熱中症対策の強化について**

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

**職場における
熱中症による死亡災害の傾向**

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により異なる増加の懸念。

ほとんどの
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

職場における熱中症対策基本対策要綱や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事場、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

現場における対応

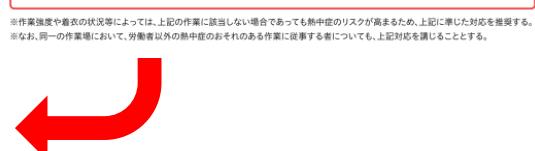
熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が重要です。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つける者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確実な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図)を参考例としての作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業





御清聴ありがとうございました。 今年(度)も御安全に！！

今回の説明内容を含め、安全衛生に関する御質問・不明点等があれば

浦河労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0146-22-2113)

までお問い合わせください。

